

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長

大西 淳

格納容器漏えい率検査の偽装を踏まえた総点検追加指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機における格納容器漏えい率検査に際して、不正な圧縮空気の注入などが行われた結果、検査が適正に行われなかったことを踏まえ、10月28日、経済産業省原子力安全・保安院から当社に対して、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告申し上げます。

なお、今回、原子力安全・保安院から指示のあった過去10年間における格納容器漏えい率検査の確認結果につきましては、貴県からの要請に基づく安全確保活動全般に係る総点検に含めてご報告申し上げます。

敬 具

経済産業省

平成14・10・25原院第4号
平成14年10月28日

四国電力株式会社
取締役社長 大西 淳 殿

原子力安全・保安

院長 佐々木 宜彦

東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機における格納容器漏えい 率検査の偽装を踏まえた総点検追加指示について

上記に関し、原子力安全・保安院は、原子炉施設設置者に対して、別添のとおり対応を求めることとしました。

つきましては、貴社におかれましては、所要の対応を行うようお願いいたします。

なお、今後の東京電力に関する上記事案の調査を踏まえ、当院から貴社に対して追加的に要請を行う可能性があることもご承知おきください。

平成14・10・25原院第4号
平成14年10月28日

東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機における格納容器漏えい率
検査の偽装を踏まえた総点検追加指示について

原子力安全・保安院
NISA-161b-02-7
NISA-171b-02-2

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機(以下、当該機という。)において、平成3年及び平成4年に実施された第15回及び第16回定期検査期間中に行われた格納容器の漏えい率検査に際して、不正な圧縮空気の格納容器内への注入などが行われた結果、検査が適正に行われなかったことが明らかになった。

本件については、原子炉等規制法第37条第4項に違反するものであり、原子炉等規制法第33条第2項に基づく行政処分の対象となる。本件については、放射性物質の放出など環境への影響があったものではないが、原子炉の安全機能上、極めて重要な部分において意図的な偽装が行われるという前例のないものであり、加えて、国の定期検査を妨害したものであり極めて悪質である。

原子力安全・保安院では、平成14年8月30日付け、平成14・08・30原院第1号をもって、各原子炉設置者に対し、原子力施設に係る自主点検作業の適切性確保に関する総点検を指示しているところであるが、本事案の重大性に鑑み、東京電力株式会社以外の原子炉施設設置者に対し、各原子炉の格納容器漏えい率検査結果について、過去10年間に遡った点検記録を再確認し、平成14年度中に報告するよう、追加して指示する。また、少なくとも直近の格納容器漏えい率検査については、11月15日までに提出する中間的な報告にあわせて報告すること。